

歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続について

平成 13 年 3 月 30 日

内閣府大臣官房管理室長・会計検査院事務総長官房総務課長申合せ

改正 平成 17 年 7 月 12 日

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 13 年 3 月 30 日内閣総理大臣会計検査院長申合せ）及び歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 13 年 3 月 30 日内閣総理大臣会計検査院長申合せ）の実施について（平成 13 年 3 月 30 日内閣府大臣官房長会計検査院事務総局長申合せ。以下「官房長次長申合せ」という。）を運用するため、歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続について、次のとおり申し合わせる。

- 1 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、毎年度当初、会計検査院長に対し、当該年度における移管のスケジュールを示すとともに、当該年度において保存期間が満了することとなるものであって、かつ、保存期間を延長する必要のない行政文書のうち、官房長次長申合せ 1 (1) 及び (2) の一に該当すると認められるもの（同申合せ 2 (2) ①及び②に掲げるものを除く。以下において同じ。）を申し出るよう求める。
- 2 会計検査院長は、官房長次長申合せ 1 (1) 及び (2) の一に該当するものとして国立公文書館において保存することが適当であると認められるものを内閣総理大臣に申し出る。この場合において、当該申出に係る行政文書の保存期間が当該年度の移管計画の決定前に満了することとなるときは、会計検査院は、当該年度の移管計画の決定まで当該行政文書の保存期間を延長するものとする。
- 3 内閣府及び国立公文書館職員が官房長次長申合せ 2 (6) に基づき当該年度に保存期間の満了する会計検査院の保有する行政文書のうち、内閣総理大臣が同館において保存することが適当であると認められる特定された文書の内容の把握・精

査のための提示及び説明を受けるに際しては、会計検査院の文書担当主管課は内閣総理大臣からの求めに応じ、行政文書の性質・内容に応じて可能な範囲で、必要な協力を行うものとする。

- 4 内閣総理大臣は、会計検査院長からの申出を受け、国立公文書館の意見を聴いて、同館において保存することが適当なものとして移管を受ける対象について会計検査院長と協議する。
- 5 内閣総理大臣は、4 と並行して、国立公文書館の意見を聴いて、官房長次長申合せ1(3)に該当する可能性のある行政文書があると認める場合、その移管の可否について会計検査院長と協議する。この場合において、内閣総理大臣の協議を受けてから当該年度の移管計画の決定までの間に、当該協議に係る行政文書の保存期間が満了することとなるときは、会計検査院は、当該年度の移管計画の決定まで当該行政文書の保存期間を延長し、廃棄しないものとする。
- 6 内閣総理大臣は、上記4及び5の協議がすべて調ったところで、会計検査院長との合意に基づき当該年度の移管計画を決定する。
- 7 内閣総理大臣は、決定された移管計画に基づき、保存期間が満了した行政文書について、順次移管を受けるものとする。この場合において、当該年度の移管計画の決定から実際に移管するまでの間に、移管することとされた行政文書の保存期間が満了することとなるときは、会計検査院は、実際に移管するまで当該行政文書の保存期間を延長するものとする。